

新旧対照表

沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第78号）新旧対照表	
改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章・第2章（略）</p> <p>第3章 <u>更生施設</u>（第23条—第28条）</p> <p>第4章～第7章（略）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章（略）</p> <p>第3章 <u>更正施設</u>（第23条—第28条）</p> <p>第4章～第7章（略）</p> <p>附則</p>
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第8条（略）</p> <p style="text-align: center;">（就業環境の整備）</p> <p>第8条の2 <u>救護施設等は、利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">（業務継続計画の策定等）</p> <p>第8条の3 <u>救護施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 救護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 救護施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第8条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

<p>(非常災害対策)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>救護施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>第10条～第12条 (略)</p>	<p>(非常災害対策)</p> <p>第9条 救護施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立てておかなければならない。</p> <p>2 救護施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>第10条～第12条 (略)</p>
<p>第2章 救護施設</p> <p>第13条～第19条 (略)</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 救護施設は、当該救護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければ ならない。</p> <p>第21条・第22条 (略)</p>	<p>第2章 救護施設</p> <p>第13条～第19条 (略)</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第20条 救護施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水については、衛生上必要な措置を講じ、衛生的な管理に努めるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>2 救護施設は、当該救護施設において感染症_____が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>第21条・第22条 (略)</p>
<p>第3章 更生施設</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第24条 (略)</p>	<p>第3章 更正施設</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第24条 更生施設には、規則で定める基準により、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。</p>

<p>2 前項に規定するもののほか、<u>更生施設</u>の設備の基準については、第14条第1項及び第2項の規定を準用する。</p> <p>第25条～第28条 (略)</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 居室 (2) 静養室 (3) 食堂 (4) 集会室 (5) 浴室 (6) 洗面所 (7) 便所 (8) 医務室 (9) 作業室又は作業場 (10) 調理室 (11) 事務室 (12) 宿直室 (13) 面接室 (14) 洗濯室又は洗濯場 <p>2 前項に規定するもののほか、<u>更正施設</u>の設備の基準については、第14条第1項及び第2項の規定を準用する。</p> <p>第25条～第28条 (略)</p>
<p>第4章 授産施設 第29条～第34条 (略)</p>	<p>第4章 授産施設 第29条～第34条 (略)</p>
<p>第5章 宿所提供施設 第35条～第40条 (略)</p>	<p>第5章 宿所提供施設 第35条～第40条 (略)</p>
<p>第6章 医療保護施設 第41条 (略)</p>	<p>第6章 医療保護施設 第41条 (略)</p>
<p>第7章 雑則 第42条 (略)</p>	<p>第7章 雑則 第42条 (略)</p>